

新型コロナウイルス感染症対策

長野県学習旅行（合宿）サポートガイド

一般社団法人 長野県観光機構

（長野県学習旅行推進協議会）

第1版

2020年8月

1. 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、学習旅行及び部活動の合宿等で長野県内の宿泊施設等を利用する児童・生徒・部員と教員の皆様、並びに学習旅行・合宿等を受け入れる施設の皆様向けに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動指針を示すものです。

観光庁や感染症専門医等の指導によって作成された旅行業ガイドラインとその他の関連機関・業界のガイドラインに基づいて作成された「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第2版）」（一般社団法人日本旅行業協会 2020年6月23日）や、学校現場での感染症対策について文部科学省がまとめた「学校における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A」（2020年7月10日更新）などをもとに作成しました。

なお、新型コロナウイルスに関する最新の知見や長野県を訪れる方々のご要望、各宿泊施設等の受け入れ体制などを考慮し、随時見直しを行ってまいります。このガイドラインは、あくまで指針であり、強制力を持つものではございませんが、旅行者の皆様も、受け入れ側の事業者の皆様も、ご自身や周りの方々の健康のためにできる限りのご対応をお願いします。

2. 具体的な対策にあたって（3項目）

- （1） 主な感染経路である飛沫感染と接触感染のそれぞれのリスクに応じた対策を検討しました。
- （2） 飛沫感染は、換気の状態を考慮しつつ、人と人の距離をどの程度確保できるか等を評価しました。
- （3） 接触感染は、他者と共有する物品や手を触れる場所の頻度を特定し、対策を講じます。

※「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第2版）」より抜粋。

3. 具体的な感染防止対策

- （1） 学習旅行・合宿等で長野県にお越しいただく児童・生徒・部員、教員の皆様へのお願い
 - ・旅のまえ、なか、あとの体調管理を行ってください。無理をせず、体調が悪い時は先生やスタッフに申し出るようお願いいたします。
 - ・持ち物には、記名をお願いします。（タオル等を間違えて使ってしまうことを避けるためです。）
 - ・いつでも、マスク、手洗い、消毒、咳エチケットの基本を守るようお願いいたします。
 - ・食事は、レストランなどの決まりごとに従い、できるだけ向き合って座らず、静かに過ごすようお願いいたします。（サークルで宴会等の実施をする際も、各施設での決まりに従ってください。）
 - ・いつ、どこに行ったかを記録して、万が一の場合に備えるようお願いいたします。
 - ・帰宅後、2週間以内に新型コロナウイルス陽性と診断された方が出た場合は、利用施設にご連絡をお願いします。
 - ・事前に決めたお部屋でお休みください。
（サークル等での合宿の場合は、特にお部屋割りを施設にも共有をお願いします。）

（2） 学習旅行・合宿を引率される方へ

- ・児童・生徒、部員の皆様に旅行中の感染防止対策（（1）の内容や、この後に記載する各施設

での対策にもとづいて利用施設よりお願いすること)の事前指導を実施頂き、対策の実行と理解・協力をお願いします。

- ・同居のご家族も含め、児童・生徒、部員の皆様の出発前の健康観察を徹底し、発熱・体調不良者の参加は取り止めて頂けるようご協力をお願いします。
- ・国内においても感染者と濃厚接触がある場合は、保健所や医療機関の指示のもと参加の判断をお願いします。
- ・出発前に児童・生徒、部員の皆様の体調管理(体温、体調チェック)を行っていただき、発熱や感染の疑いのある症状がみうけられる場合には、旅行参加を取り止めて頂くことを推奨します。
- ・旅行中は、手をふくタオルやハンカチ等は個人持ち(1日1枚)として、記名をし、共用はしないようご指導をお願いします。
- ・児童・生徒、部員の皆様につきましては食事アレルギーや既往症の事前調査に加えて、新型コロナウイルスによる重症化リスクの可能性も事前に把握していただき、主治医の見解を保護者様へ確認のうえ、学校やクラブ等との協議により参加の是非を検討願います。
- ・都道府県をまたぐ移動については、出発地、目的地の部活動の練習・試合の際の対策に関しては、教育委員会や学校等で出されているガイドラインや各競技等のガイドライン等に従っていただくようお願いします。
- ・帰宅後、2週間以内に新型コロナウイルス陽性と診断された方が出た場合は、利用した施設にご連絡をお願いします。

4. 各受け入れ施設での対策について

(1) 宿泊施設での対策

- ・各宿泊施設の感染症対策に関するガイドライン及び各学校等における感染症対策ガイドラインに従った利用ができるよう対策を実施しています。(空調装置、窓やドア開放による換気、施設・客室・お客様が触れる機会の多い部分等の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理徹底等)
- ・従業員の定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させ、適切な労務管理をしています。
- ・従業員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止対策を実施しています。
- ・従業員に体調不良者が発生した場合は、速やかに業務から外し、代替りの従業員を業務につかせるようにいたします。
- ・食事は可能な限りバイキングや複数での鍋料理等を避け、1人ずつのセットメニューでの提供を基本としています。また、コップやお箸等は適切な消毒や洗浄、または使い捨て等の対応をしています。
- ・館内の設備・売店等を利用するにあたり、事前に可能な範囲で「密」を避け、感染を排除する工夫をしています。(場合により、時間差をつけた交代制での食事提供、定員を削減した入浴施設の利用等のスケジュール調整・検討等を含む)

- ・感染が疑われるお客様が発生した場合は、速やかに情報共有していただき、保健所の指導に従った濃厚接触者（従業員）の職場からの隔離、消毒等を実施いたします。
- ・衛生管理責任者と保健所との連携を強化し、労働衛生管理等の関連法上の義務の順守を徹底します。

（２） 食事施設の対策

- ・各食事施設の感染症対策に関するガイドライン及び各学校等における感染症対策ガイドラインに従った利用ができるように対策を実施いたします。（空調装置、窓やドア開放による換気、施設・客室・お客様が触れる機会の多い部分等の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理徹底等）
- ・食事は可能な限りバイキングや複数での鍋料理等を避け、1人ずつのセットメニューでの提供を基本としています。また、コップやお箸等は適切な消毒や洗浄、または使い捨て等の対応をします。
- ・館内の設備・売店・トイレ等を利用するにあたり、事前に可能な範囲で「密」を避け、感染を排除する工夫をしています。
- ・従業員の定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させ、適切な労務管理をします。
- ・従業員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止対策を実施しています。
- ・従業員に体調不良者が発生した場合は、速やかに業務から外し、代替りの従業員を業務につかせるようにします。
- ・感染が疑われるお客様が発生した場合は、速やかに情報共有していただき、保健所の指導に従った濃厚接触者（従業員）の職場からの隔離、消毒等を実施します。
- ・衛生管理責任者と保健所との連携を強化し、労働衛生管理等の関連法上の義務の順守を徹底します。

（３） 入場観覧施設の対策

- ・各入場観覧施設の感染症対策に関するガイドライン及び各学校等における感染症対策ガイドラインに従った利用ができるように対策を実施します。（空調装置、窓やドア開放による換気、施設・客室・お客様が触れる機会の多い部分等の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理徹底等）
- ・従業員の定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させ、適切な労務管理をします。
- ・従業員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止対策を実施しています。
- ・施設内の見学経路や利用等において、可能な範囲で「密」を避ける工夫を講じます。

（４） 体験学習プログラム等運営上の対策

- ・各体験活動施設の感染症対策に関するガイドライン及び各学校等における感染症対策ガイドラインに従った利用ができるように対策を実施します。(空調装置、窓やドア開放による換気、施設・客室・お客様が触れる機会の多い部分等の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理徹底等)

【出典】

- ・旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第2版）
2020年6月23日（一般社団法人 日本旅行業協会）
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～
2020年6月16日 Ver.2（文部科学省）
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する Q&A」
2020年7月10日更新（文部科学省）
- ・新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック（宿泊施設用）
2020年6月（第2版）（長野県）